

**高島市地域おこし協力隊員募集・採用・活動支援等業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1. 目的

本要領は、「高島市地域おこし協力隊員募集・採用・活動支援等業務委託」に係る受託候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 高島市地域おこし協力隊員募集・採用・活動支援等業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 業務見積額

- (1) 本業務に係る経費は、18,858,400円（消費税および地方消費税額を含む）を上限とする。この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示すものであり、予定価格は別に定める。
- (2) 本業務における見積りは、仕様書に基づき算出した金額を記載した見積書（消費税および地方消費税抜き）を提出すること。

4. スケジュール

令和8年5月15日（金）	午後3時	公募開始
令和8年5月29日（金）	午後5時	質疑受付締切
令和8年6月5日（金）		質疑に対する回答（ホームページ）（予定）
令和8年6月15日（月）	午後5時	参加申込書および企画提案書等の提出締切
令和8年6月23日（火）		プレゼンテーション審査（予定）
令和8年7月1日（水）		見積徴取（予定）
令和8年7月10日（金）		契約締結・業務開始（予定）

※日程については、公募開始現在の予定であり、変更になる場合もある。

5. 参加資格要件等

(1) 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 高島市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 国税（法人税、所得税、消費税および地方消費税）および高島市税を滞納していない

者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(6) 法人格を有すること。ただし、法人格の種類は問わない。

(2) 共同提案

複数の事業者がグループを構成して応募する場合は、当該グループの代表となる事業者およびグループ全ての構成員が上記（1）の要件を満たすこと。

※応募後、グループの代表となる事業者および構成員の変更は原則として認めない。

6. 関係資料の配布方法

・高島市ホームページからのダウンロードを原則とする。

URL <http://www.city.takashima.lg.jp>

・掲載期間

令和8年5月15日（金）午後3時から令和8年6月15日（月）午後5時まで

・掲載資料

(1) 高島市地域おこし協力隊員募集・採用・活動支援等業務委託公募型プロポーザル実施要領

(2) 高島市地域おこし協力隊員募集・採用・活動支援等業務委託仕様書

- (3) 参加申込書および誓約書
- (4) 各種様式

7. 説明会

本業務に関する説明会は開催しない。

8. 質疑・回答

- (1) 提出方法 別添の質問書（様式8）により、電子メール
kyoudou@city.takashima.lg.jp にて提出すること。
 ※電話または口頭、ファクシミリによる質問は受け付けない。
 ※電子メール送信後、執務時間中に必ず電話により着信確認をすること。
- (2) 提出期限 令和8年5月29日（金）午後5時00分まで（必着）
- (3) 提出先 高島市役所 市民生活部 市民協働課
- (4) 回答方法 電子メールにより回答するものとし、本市ホームページに掲載するものとするが、ホームページ掲載時における伝達は行わない。
 また、電話等による口頭での個別回答および対応は行わない。
 なお、回答内容は仕様書と同等の効力をもつものとする。

9. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書および高島市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を必要部数作成し、提出すること。なお、提出書類およびその必要部数に不足が生じた場合は、失格とする。

NO	必要書類	提出部数
①	参加申込書および誓約書（様式1）	1部
②	申請者の概要（様式2）	8部
③	企画提案書（様式3）	8部
④	経費見積書（様式4）	8部
⑤	事業実施体制（様式5）	8部
⑥	実施スケジュール（様式6）	8部
⑦	プレゼンテーション出席者報告書（様式7）	8部
⑧	履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） （※高島市指名競争参加資格審査登録名簿に登載されていない法人の場合のみ提出すること。提出時において発行日から3か月以内のもの、写し可。）	1部
⑨	直近年度の国税（法人税および消費税）および市町村税の納税証明書（いずれも滞納がないことが確認できる書類）。	各1部

	<p>(※高島市指名競争参加資格審査登録名簿に登載されていない法人の場合のみ提出すること。提出時において発行日から3か月以内のもの、写し可。市町村税については高島市内に事業所がある場合のみ提出。)</p>	
--	--	--

(注意1) 上記②～⑦の書類は、所定様式の内容を不足なく記載している場合は、任意様式による提出を認めるものとする。

(注意2) 上記②～⑦の書類については、候補者選定のため当プロポーザル審査委員会委員に対し、提案者から提出された状態で配布するものとする。

(注意3) 上記①～⑦（高島市指名競争参加資格審査登録名簿に登載されていない法人の場合は⑧、⑨も含める）の書類は、不足なく必要部数を揃えて一度に提出すること。ただし、①のみ他の書類より先に提出することは認めるものとする。

(注意4) 複数の事業者がグループを構成して応募する場合は、次の項目について留意すること。

- ・グループの代表となる事業者を選出し、市との連絡等については、グループの代表となる事業者が行うこと。
- ・グループに適切な名称を付け、その名称で応募すること。
- ・上記②（高島市指名競争参加資格審査登録名簿に登載されていない法人の場合は⑧、⑨も含める）については、事業者それぞれについて提出すること。
- ・当該事業に応募したグループの構成員は、他のグループの構成員となること、又は単独での応募は行うことはできない。

(2) 提出期間および時間 令和8年6月15日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

持参または郵送に限ることとする。なお、郵送の場合は、受け取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限日時までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先 高島市役所 市民生活部 市民協働課

10. 企画提案書作成方法

(1) 企画提案書には、以下の内容を記載すること。

- ・企画内容の骨子
- ・具体的な企画内容

(2) 形式は、A4サイズとする。

(3) 頁数は、問わない。

(4) 印刷形態は片面、両面、字体、フォント、カラーは問わない。ただし、見やすい体裁とし、提出部数全てを同一の仕様とすること。

- (5) 高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう、簡潔かつわかりやすい表現とすること。
- (6) 提案に係る補足説明として、任意様式（A4サイズまたはA3サイズに限る。）の資料の提出は認めることとする。なお、提出する場合は同一仕様により8部提出すること。

11. 審査方法

本要領および仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会が審査する。

- (1) 企画提案書等をもとに、設定した基準に基づいて、書類およびプレゼンテーション審査により公正かつ厳正に審査を実施し、受託候補者を一者選定する。
- (2) 審査要領に基づく審査については、選定審査項目について審査を行う。
- (3) 下表の各審査項目について、「⑥見積金額および費用の妥当性」を除き絶対評価で点数をつける。

（A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣っている、E：劣っている）

「特に優れている」の評価は、各審査項目について最も優れている企画提案書等にのみ付けることができるものとする。

○審査項目および配点

評価項目	配点
① 本業務に対する考え方・提案内容	100
② 業務の実施体制（業務遂行能力）	30
③ 実施スケジュール	20
④ プレゼンテーションの的確性	10
⑤ 追加提案	20
⑥ 見積金額および費用の妥当性	20
合計	200

- (4) 見積金額については、提案内容に基づいて妥当性を勘案し審査を行うこととする。
- (5) 提案者が2者以上の場合は各審査委員の採点を集計し、採点の平均点が120点以上あることを条件とし、獲得点数の高い事業者から順に契約交渉相手方を選定する。
また、提案者が1者だけの場合は、審査委員の採点の平均点が120点以上であれば、その者を契約交渉相手方とし選定する。
- (6) 書類およびプレゼンテーション審査は、令和8年6月23日（火）を予定している。
また、プレゼンテーションの開始時間は、全提案者に対し、改めて通知を行う。

①プレゼンテーションの時間

時 間：15分以内

質疑応答：15分程度

②出席者

プレゼンテーションの出席人数は3名以内とし、その予定者について、プレゼンテーション出席者報告書（様式7）にて報告すること。

なお、出席予定者が変更となる場合は、プレゼンテーション開始前までに直接またはメールにて同様式により申し出ること。

③使用備品

プレゼンテーション時に必要なプロジェクター等の使用機材、備品については、必要に応じて、提案者にて用意すること。

④留意事項

- ・①の時間配分を超過した時点で強制終了とする。
- ・説明のスタイルは自由とするが、企画提案書に沿って簡潔明瞭に行うこと。
- ・提案の順序は、提案書の提出順とする。

12. 審査結果

審査結果は、提案者全員に文書で通知する。審査経過については一切公開しない。また、審査の結果に対しての異議を申し立てることや、審査結果および内容について説明を求めることはできない。

13. 契約に関する事項

- (1) 契約は、選定された優先交渉権者と本市の間で業務内容や役割分担等について協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する随意契約により見積徴取を行い契約することを原則とする。
- (2) プロポーザルの性質上、当該契約にあたり企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するものではない。
- (3) 協議において疑義が生じた場合は、原則として本市の解釈によるものとするため、提出書類等において曖昧な表現や記載を避けること。疑義の解消に要する費用は提案者の負担とする。
- (4) 選定された優先交渉権者との協議が不調となった場合又は失格となった場合は、次点者と協議を行い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する随意契約により見積徴取を行い契約する。
- (5) 本業務における成果品の著作権は本市に帰属するものとし、本市は本業務の成果品を自ら使用及び使用許諾した必要な範囲において第三者に対して、随時利用できるものとする。
- (6) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取扱い、契約目的以外に

利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務完了後も同様とする。

14. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替えおよび追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

15. 情報公開および提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、高島市情報公開条例（平成18年9月29日条例第80号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

16. その他

(1) 言語および通貨単位

手続において使用する言語および通貨単位は、日本語および日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成および提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を高島市に請求することはできないものとする。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後または企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、所管課あてに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - オ 参考見積書の金額が「3. 業務見積額」を超過した場合
 - カ 会社更生法の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められる事態に至った場合
 - キ 信義に反する行為があった場合
 - ク 公共事業、その他に関して違法行為等により指名停止、課徴金納付命令等の処分を受けている又は受けるに至った場合
 - ケ その他実施要領等において示した条件等に違反した応募がされた場合
- (5) 著作権等の権利
- 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- ただし、受託先に選定されたものが作成した企画提案書などの書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用（複製、転記または転写をいう。）することができるものとする。
- (6) 申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

17. 問合せ先

高島市役所 市民生活部 市民協働課

電話：0740-25-8526

F A X：0740-25-8156

E - Mail：kyoudou@city.takashima.lg.jp